

9月定例教育委員会会議 議事録

平成29年9月28日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

谷口委員長
安達委員
梶谷教育長

大谷委員長職務代理者
福田委員

欠席委員

和泉委員

出席説明員

羽間学校教育部長
服部教育委員会理事（学校教育部担当）
島田学校教育部次長指導室長兼務
野田教育政策室長
大江教育センター所長
沖田教育政策室参事
各務教育政策室主幹

木戸地域教育部長
岸上学校教育部次長教育総務室長兼務
落地域教育部次長
橋本保健給食室長
前田青少年室長子育て青少年拠点夢のながり未来館副館長兼務
中井指導室参事

記録者

杉山教育政策室係員

9月定例教育委員会会議 議事録

午前3時30分 開会

- 谷口委員長 　ただ今から9月定例教育委員会会議を開催いたします。
本日、和泉委員は所用のため欠席する旨の届け出がされています。
署名委員に福田委員、大谷委員長職務代理者を指名いたします。
記録者に杉山教育政策室係員を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 沖田教育政策室参事 　本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 谷口委員長 　それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 　異議なし。
- 谷口委員長 　異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。
それでは、議事日程に従いまして、日程第1 議案第55号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 中井指導室参事 　日程第1 議案第55号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の制定について」指導室より、御説明申し上げます。
8月の教育委員会会議において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する組織として、教育委員会の附属機関としまして、新たに吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置するために、「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御承認いただきました。後に吹田市議会9月定例会において、可決されております。
本件は、執行機関の附属機関に関する条例第3条の規定に基づき、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の組織、運営その他必要な事項を定める規則の制定をお願いするものでございます。
まず第1条でございますが、この規則の趣旨でございます。
第2条、任務では、吹田市教育委員会の諮問に応じ、重大事態の事実関係について調査し答申するもの、当該調査に係る重大事態への対処や、同種の事態の発生の防止のために必要な措置について意見を述べるができる、と定めております。
第3条では、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、その他学識経験者の中から5人以内で組織し、当該諮問に対する答申までを任期としております。
次に、第4条では、委員長及び副委員長の決定や職務について、第5条では、会議の運営について定めております。
第6条では、意見の聴取等について、「委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」と定めております。
第7条では、委員会の庶務を学校教育部指導室において処理する、と定めております。

最後になりますが、第8条、委任事項でございますが、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める、としております。

なお、本規則については、公布の日から施行することとしております。

以上が、提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

大谷委員長職務代理者

委員は5名以内で委嘱とありますが、具体的にどのような方法で構成されているのか、また、委員の委嘱及び任命の手続きはどのように行うのか教えていただけますでしょうか。

中井指導室参事

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない方で構成するため、職能団体や大学、学会から御推薦いただきます。

現在、弁護士は、大阪弁護士会から。医師は、大阪府医師会から。社会福祉士は、日本学校ソーシャルワーク学会から。大阪府臨床心理士会からは、臨床心理士と臨床心理等を専門とする学識経験者を、10月中旬ごろを目途に、御推薦いただくように依頼しているところです。

委員の委嘱及び任命の手続きに関しましては、教育委員会の議決を経た手続きを踏むことといたします。ただし、公平性、中立性を確保する観点から秘密会とし、最終報告の公開時には、委員の名簿を合わせて公開いたします。

福田委員

第3条第3項で、委員の任期は答申の時までとありますが、開催の時期や内容等についての予定はございますか。

中井指導室参事

開催の時期や内容等については、委員会が開催されてから委員会で協議して決定するものではありませんが、職能団体等に御推薦いただくにあたり、大まかな予定案をお示ししております。

第1回委員会を10月頃に開催し、事案報告や調査方法を検討します。聞き取り等の調査と報告を繰り返したのちに集約し、報告内容を検討、協議し、最終の第5回委員会の2月頃が、答申の予定でございます。

谷口委員長

第7条で、委員会の庶務は、学校教育部指導室とありますが、会議には、5名の委員以外にどなたが出席されますか。

中井指導室参事

指導室が、委員会の庶務を行います。

谷口委員長

学校教育部の指導室は、いじめ案件に関して学校、保護者あるいは生徒等の対応を直接してきた立場にあって、その庶務を行うことに関して、公平性や中立性を本当に確保できるのかどうか教えてください。

中井指導室参事

ここでいう庶務とは、事務的なことを行うことで、調査や協議等には関わらないため、公平性、中立性は確保されると考えております。

安達委員

調査を進めていく中で、アンケートの集計や下調べ等で事務量が膨大になり、5名の委員の方だけでは処理できないということが、過去の事案等でもあったと聞いているのですが、そういうことが起きた場合には、どのように対応される御予定か教えてください。

中井指導室参事

第8条に基づいて対応してまいります。

谷口委員長

それでは、他に御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第55号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の制定について」を承認します。

次に、日程第2 議案第56号「平成28年度(2016年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

野田教育政策室長

日程第2 議案第56号「平成28年度(2016年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」教育政策室より、御説明申し上げます。

教育委員会の事務の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき義務付けられているものでございます。

本報告書は、年度ごとに具体的に力を入れて実施する重点項目に沿いまして、教育委員会の主要な事務事業の点検・評価を行った結果をまとめたものでございます。

まず、表紙をめくってください。右ページの部分が目次となっております。

また、参考としまして、1枚めくっていただいた1ページには、中間見直し後の教育ビジョンの体系図を掲載しております。

続きまして、2ページから6ページにつきましては、報告書の「はじめに」に続きまして、教育委員会の活動状況として、平成29年3月31日現在の委員名簿や会議の開催状況、総合教育会議の状況、行事視察等についてまとめております。

7ページを御覧ください。ここから41ページまでは、点検・評価の本体に当たる部分でございます。

15個ある平成28年度の重点項目について、項目ごとに、その内容、達成状況、取組の状況と評価、今後の課題・方針を文章でまとめております。

続きまして、42ページを御覧ください。

ここから49ページまでは、先頃行われました学識経験者から事務局に対するヒアリングの中で、当日いただきました御質問とその回答、また御意見や御助言をまとめております。

続きまして、50ページを御覧ください。

ここから56ページまでは、参考資料を掲載しております。

50ページから53ページにつきましては、専門用語等を分かりやすく伝えるために用語解説を掲載しております。

54ページから56ページにつきましては、教育大綱や教育予算の推移、教育委員会事務局組織図を掲載しております。

以上が本年の報告書の概要でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

まず、私の方から。

この点検・評価報告書を作成後、どのようなところに配布されるのですか。

野田教育政策室長

議会並びに学校、市の公民館等の施設に配布いたします。

谷口委員長

広く市民の方にも見ていただいて、教育行政の内容を知っていただくことは大事なことだと思います。しっかりやっていることも分かっていた

けていることがいいと思いますので、周知の方もお願いしたいと思います。

それでは、他に御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第56号「平成28年度(2016年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を承認します。

次に、日程第3 議案第57号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中井指導室参事

日程第3 議案第57号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」指導室より、御説明申し上げます。

本市の小学校におきまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に該当する事案が発生しました。その事実関係を明確にするための調査等について、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会へ諮問するものとします。

吹田市いじめに係る重大事態調査委員会は、吹田市の執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。

吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則により、委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校におけるいじめに係る重大事態の事実関係について調査し答申することと、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置について、教育委員会に意見を述べることです。

今回の、委員会への諮問内容は4点です。

まず1点目は、本市の小学校において平成29年3月に認知したいじめの事案について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申することです。

続いて2点目は、事案が生起してから認知に至るまで、また、認知してからの学校対応について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申すること。

3点目は、学校からの報告を受けてからの教育委員会の対応について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申すること。

最後の4点目は、今後の対応と再発防止について、検討の上、意見を答申すること。

4点の諮問内容について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

まず、私の方から。

教育委員は本事案の詳細に関して認知後、機会をとらえて随時調査の進捗状況や加害者、被害者を含めた児童の様子等の報告を受けております。そのため、実態に関して把握しておるのですけれども、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会に諮問することによって、今まで以上にどのようなことが期待できるのかということをお教えください。

中井指導室参事

これまでの学校及び教育委員会が調査した内容に加えて、専門的な知見が加えられることで、調査結果の精度の向上が期待されると考えておりま

安達委員 中井指導室参事	<p>す。</p> <p>その答申は、どなたに渡されますか。</p> <p>いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとり、被害児童及び保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うと共に、教育委員会に対して答申を行います。また、教育委員会より市長に報告をいたします。</p>
安達委員 中井指導室参事	<p>教育委員会は、答申を示された後にどのようにするのか教えていただけますか。</p> <p>いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとり、まずは教育委員に報告、説明を行います。そして教育委員会内のいじめ不登校虐待防止対策委員会において報告内容に沿って検証し、当該校を含む市内小中学校に対して、再発防止に向け、取組を進めます。</p>
大谷委員長職務代理者 中井指導室参事	<p>答申は公表されるのでしょうか。</p> <p>答申で示された調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童および保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して適切に判断いたします。</p> <p>公表するとなった場合も、吹田市の情報公開条例にのっとり、公表の仕方や、内容を被害児童及び保護者に確認した後に行います。</p>
谷口委員長 全委員 谷口委員長	<p>それでは、他に御意見はございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、議案第57号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を承認します。</p> <p>次に、日程第4 教育長報告を議題とします。</p> <p>内容は、吹田市におけるいじめの現状と対応についてです。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
中井指導室参事	<p>日程第4 教育長報告について、指導室より御説明申し上げます。</p> <p>議案書の修正をお願いいたします。議案書、教育長報告事項の、4教育センターにおけるいじめ相談回数の電話相談、平成28年度、3学期末、相談者種別の保護者の欄ですが、34を33に修正お願いします。</p> <p>また、次のページのグラフの一番下、教育相談の右端、スクールカウンセラー（中学校）の平成25年度が空白となっておりますが、入力漏れでありまして、今から数字を述べますので、御記入をお願いします。1学期12、2学期23、3学期14でございます。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、改めまして、吹田市における平成29年度1学期末のいじめに関する状況について御報告させていただきます。なお、全国、大阪府につきましても、例年11月頃の公表になりますので、発表されましたら再度御報告させていただきます。</p> <p>まず認知件数の推移ですが、表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段の括弧内が解消率、下段が千人率です。</p> <p>平成28年度の同時期と比べますと、本市では小学校で7件増加し61件、中学校で16件増加し62件、認知しております。本市におきましては、教職員のいじめに関しての意識や関心を常に高く保てるよう、校長指導連絡会等がいじめを積極的に認知し、組織的に対応することと周知しており、教職員のいじめに対する意識が高まっていることが認知件数増加の</p>

要因であると考えております。今後もあらゆる機会を捉えて本結果を示しながら、再度分析、検証するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、平成29年度のいじめの件数及び解消率の学期別の推移についてですが、解消率が大幅に下がっております。これは、平成29年3月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定され、いじめの解消についていじめの行為が止んで少なくとも3か月の見守り期間を設定する、被害児童生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていないという2つの要件が示され、1学期に生起したいじめのほとんどが見守り期間中であることが要因です。

解消率は下がっているものの、各学校では、今まで同様、いじめ事案に対して適切に対応しております。

いじめの態様についてですが、平成28年度同様、小中学校とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が多く生起しております。中学校では、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」の項目が平成28年度大幅に増加しましたが、今年度1学期も多く認知されております。インターネット等のいじめは、教員が発見しづらく、児童生徒及び保護者からの訴えで認知するケースがほとんどです。この態様が増えているということは、インターネット等のいじめが増えている、児童生徒及び保護者がいじめを訴えやすい環境にあるという2つの要因が考えられます。今年度、府のネット対応アドバイザーを招いた研修に加え、生徒指導主事会が中心となり、ネットいじめの防止のために各中学校ブロックで実態を把握し、発達段階に対応した情報モラル教育を推進いたします。

教育センターにおけるいじめ相談件数についてですが、来所・電話相談、出張教育相談が増えております。これは、特定のいじめ事案について複数回の相談が増えていることが要因です。改定されたいじめの防止等のための基本的な方針でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談、通報の窓口であることを周知する必要があると明記されておりますので、各学校で、改めて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

2番の「吹田市のいじめの件数及び解消率 学期別の推移について」、平成28年度の1学期末の解消率と比べると、平成29年度の解消率が非常に下がっていますが、もう少しこのいじめの解消率が下がっていることについて詳しく教えてください。

改定された国のいじめの防止等のための基本的な方針では、2つの要件が満たされている必要があるとされております。

1つ目は、いじめに係る行為が止んでいること、そして少なくとも3か月を目安とした見守り期間を設けることとなっております。

2つ目は、児童生徒が心身の苦痛を感じていないことです。被害児童生徒及び保護者に対して、心身に苦痛を感じていないか、面談等により確認するとなっております。これを受けて1学期に生起したいじめの中で、認知、対応し、いじめの行為が止んでいるけれども、3か月の見守り期間中

谷口委員長
大谷委員長職務代理者

中井指導室参事

福田委員	<p>である事案が解消には至っていないために、解消率が低くなっております。</p> <p>国のいじめの防止等のための基本的な方針について、他にも改定された点を説明してください。</p>
中井指導室参事	<p>主な改定点としては、学校がしなければいけないこととして「いじめ対策組織を校務分掌で独立させる」「具体的な年間計画の策定」「いじめに係る校内研修を年に複数回実施」「学校評価にいじめに対する取組を位置づける」「学校いじめ防止基本方針や、いじめ対策組織の周知」「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ対策組織がいじめの相談、通報の窓口であることを周知する」などがあります。</p> <p>また地方公共団体がやるべきこととして「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の人的な支援」「教員研修の充実」などがあります。</p>
福田委員	<p>いじめを起こさせないという観点から、各学校でしっかり取り組んでいただくことはもちろん重要であり、期待をしているのですけれども、学校だけに任せるのではなく、学校と教育委員会が一緒になっていじめをなくすという意味で、教育委員会が学校の取組にもっと深く関わり、学校の状況をきめ細かく把握し、指導助言をしていくことも必要であると思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
中井指導室参事	<p>毎月の校長・教頭指導連絡会、生徒指導主事会での繰り返しの指導を通して、全ての教職員に周知、徹底を図っております。</p> <p>更に、8月の夏季校長研修会では、関西外国語大学の新井教授より「いじめ防止について」御講演いただき、9月の校長指導連絡会では、改定された内容についての確認を行っています。</p> <p>また、学校からの要望に応え、指導主事や問題解決支援員、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー等が、いじめをテーマにした校内研修を行っております。</p>
安達委員	<p>先程、国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定について御説明いただいたのですけれども、これを受けて、吹田市の各学校で策定されているいじめ防止基本方針の見直しはされているのか教えてください。</p>
中井指導室参事	<p>各学校では、毎年、年度末に見直しを行っており、現在は平成29年4月付けのいじめ防止基本方針が各学校のホームページに公開されています。</p> <p>国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定を受けて、各学校では、見直しを進めているところでございます。</p>
安達委員	<p>まだ見直しをされていない学校はあるのか、あるとしたら今後の進捗については、どのように把握されるつもりなのか教えてください。</p>
中井指導室参事	<p>生徒指導主事会や学校訪問の際に、進捗を確認するとともに、例年通りの調査を行って、把握をする予定にしております。</p>
谷口委員長	<p>先程諮問いたしました平成29年3月に認知したいじめの事案に関しましては、「いじめに関する状況報告について（平成29年度の1学期末）」の中の平成28年度の認知件数には入っているのでしょうか。</p>
中井指導室参事	<p>この中に入っております。</p>
谷口委員長	<p>解消されていない方も入っていると理解したらよろしいですか。</p>
中井指導室参事	<p>その通りでございます。</p>
谷口委員長	<p>平成29年3月に認知したいじめ事案が解消されず、年度をまたがって</p>

続いているのですけれども、このように重篤化していることに関して、その原因をどのように考えているのか聞かせてください。

中井指導室参事

本事案に関しては、現在も調査中でございますが、長期間重篤化した原因の一つとして、学級担任がアンケート調査の結果から、いじめを認知できたにも関わらず、十分な対応ができず、校長や他の教職員にもいじめの情報が伝えられていなかったことから、学校のいじめに対応する組織が機能していなかったことに問題があったと考えております。

谷口委員長

この度生じたいじめ事案の課題を考え、分析されているということで、今回の学校では学級担任が十分な対応をできなかったと言われていたのですけれども、再発防止の観点から考えて、各学校に対して具体的な防止策等を考えていかななくてはいけないと思います。そのことに関して何か御意見ありましたら教えていただけますか。

中井指導室参事

早期発見への対応として、全ての小中学校で学校生活アンケートを年3回以上、定期的に調査しております。特別に支援を要する児童生徒を含む全ての児童生徒が思いを伝えられるものになるよう内容や方法の工夫、改善を行い、学級担任だけでなく、校内のいじめに対応する委員会にて調査結果を分析し、共有することを義務づけるとともに、個別面談を定期的に、状況に応じて実施することとしています。

また、発覚後の再発防止策としては、生じたいじめ事案の課題分析と対応指導の徹底、校内指導体制の点検、校内研修でのいじめにかかわる事例研究の定例化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関との連携の強化、いじめがあった事実を保護者に伝え協力を得ることとしております。

早期発見への対応策、発覚後の再発防止策は、校長・教頭指導連絡会、生徒指導主事会での指導を通して、全ての教職員に周知、徹底を図っております。

谷口委員長

今お答えいただいた中に、特別の支援を要する児童生徒を含むという言葉があったのですけれども、そのような児童生徒が思いを伝えることに関して、何か考えられたり、一般の児童生徒と違うところがあるのかなのかということをお教えいただけますか。

中井指導室参事

特別支援を要する児童に関しましては、なかなか思いを伝えられないということもありますので、紙のアンケートだけではなく直接聞き取りも行う、もしくは保護者に協力を得て、保護者から聞き取ってもらうなど、方法を工夫して確実に思いを伝えられるように工夫しております。

谷口委員長

色々な問題の調査から、改善をされていこうとしているところはたくさんあると思いますけれども、現状をとにかく理解し、学校現場で上手く活用していただいて、いじめが起こっても大きな問題とにならないようにしていただけたらありがたいなと思います。

それでは、他に御意見ございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

御意見はないようですので、教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、9月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時3分